解説

貴方は貰えますか？

十一月から福祉年金を支給

国民年金法にもとづく福祉年金の特別支給がいよいよ十一月一日から開始される。そこでどういう人がこの年金をもらえるのか、また、そのためにはどういう手続をすればよいか、これからくわしく説明してみよう。

福祉年金の特別支給とは…

福祉年金の特別支給には次の三つの種類がある。

○老令福祉年金
○障害福祉年金
○母子福祉年金

以下それぞれの福祉年金について述べてみることにしよう。

老令福祉年金……★

年金額は一万二千円で次のような人がもらえる。

▼明治二十二年十一月一日以前に生れた人は、昭和三十四年十一月一日からもらえる。

▼明治二十二年十一月二日から明治四十四年三月三十一日までの間に生れた人は、七十才になつたときからもらえる。こんな人は、この十一月二日以降に次から次に満七十才に達する人ができてくるわけだが、こんな人々に対してもそれぞれ満七十才になつた月の翌月から次々に月単位で支給されることになる。

障害福祉年金……★

年金額は一万八千円で次の人がもらえる。負傷したり病気が治つても日常生活の用を自分ですることができない程度の障害（身体障害者手帳の一級及び二級に該当する程度）がある人でつぎのどれかにあたる人。

▼昭和三十四年十一月一日に二十才以上の人で、すでにそのような障害の状態にある人は昭和三十四年十一月一日からもらえる。

▼初診日（負傷したり病気になつたりして、最初に医師又は歯科医師の診察を受けた日）が昭和三十四年十月三十一日以前、又は初診日が昭和三十四年十一月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間である人も、そのとき二十才以上の人で廃疾認定日（病気が治つた日）が昭和三十四年十一月一日から後の人（何れも廃疾認定日に七十才になつていない人に限る）は廃疾認定日のときからもらえる。

▼初診日に二十才になつていない人は、廃疾認定日に二十才になつていないときは二十才になつたときから、又廃疾認定日に二十才以上になつているときは廃疾認定日のときからもらえるようになつている。

母子福祉年金……★

年金額は一万二千円で次の人がもらえる。夫に死なれて、その死んだ当時夫から養われていた妻で、義務教育終了前（中学生以下）の子（夫の死亡当時夫により生計維持の者）を養わねばならない未亡人で、つぎのどれかに当る人

▼昭和三十四年十一月一日に二十才以上で未亡人になつている人は昭和三十四年十一月一日からもらえる。

▼昭和三十四年十一月一日から昭和三十六年三月三十一日までの間に夫が死んだ場合は、その死んだとき二十才から六十才までの間で未亡人になつた人は、夫の死んだときからもらえる。

さらに義務教育終了前の（中学生以下の）子供が二人以上あるときは、一人につき二千四百円加算してもらえるようになつている。

又夫の死んだとき胎児であつた子が生れたときは、その子は夫の死んだとき養われていたものとして取り扱われる。

しかし次のような場合には年金をもらえないこともある。

▼公的年金各法（恩給法、厚生年金法、船員保険法、共済組合法、戦傷病戦没者遺家族援護法、未帰還者留守家族等援護法等）の年金又は手当をもらつているとき、その年金又は手当の額が福祉年金の額より多いときは、福祉年金はもらえない。又その年金又は手当の額が福祉年金の額より少いときは、その差額だけをもらえる。

▼昭和三十三年（一月から十二月まで）に十三万円以上の収入（義務教育終了前の子を養つているときは一人につき一万五千円を加えます）があつた人（本人の市町村民税がかゝつた人）は来年の四月分まではもらえない。

▼配偶者に昭和三十三年に所得税がかゝつていれば来年四月分までもらえない。

▼配偶者が六千円以上の公的年金各法の年金又は手当をもらつているときは、その額から六千円を差引いた差額（その差額が六千円以上になるときは、六千円までです）を福祉年金から差引いてその差額だけもらえる。

▼扶養する人が昭和三十三年に二万三千六百円以上の所得税をかけられておれば来年の四月分までもらえない。

▼夫婦ともに老令福祉年金をもらえるときは両方とも三千円づつ差引かれる。

▼夫婦の一方が老令福祉年金をもらい他の一方が障害福祉年金をもらえるときは老令福祉年金をもらう人が三千円を差引かれる。

▼母子福祉年金は二十五才以上の子（その子が一ヵ月以上の病気、負傷、廃疾、失業等のため収入がなければ別）と一緒に暮しておればもらえない。

▼監獄や少年院等に入れられたときはその間もらえない。

以上が十一月から支給される福祉年金の特別支給の内容だがこの外に各市町村からの問い合せ事項の中で最も多いものの中から少し選んで検討してみよう。

第一の例

未帰還者留守家族等援護法や戦傷病者戦没者遺族等援護法で支給される手当や年金と福祉年金との受給調整はどうなるかということ。これはそれぞれの場合によつて違うわけだが、まづ留守家族手当については配偶者とか子供、たゞ一人というような先順位者が明白な場合はその人一人の手当として調整し、同順位の者が数人ある場合はその数で割つた額で調整するということになる。次に遺族援護法の場合は、先順位者並びにその他の遺族がいる場合は、それぞれ個々に調整をする。その他同順位が数名いる場合は、その数で割つた額で調整するということになる。

第二の例

生活保護法の適用を受けた者には福祉年金が合せて貰えるかという場合。これは現在生活保護法を改正して生活保護費のほかに、実質的に年金が貰えるようになる予定である。

第三の例

現在県や市町村で支給している敬老年金との調整関係は如何になつているかということ。これは別に調整する必要はなく、それぞれの年金が貰える。

年金を貰う手続はこのように…★

★用紙は市町村役場にあるから、それに必要なことを書き込み市町村役場に提出する。

★昭和三十四年十一月一日からもらえる人は、九月一日から受付がはじめられるのでなるべく早く書類を出すこと。

★昭和三十四年十一月一日から後にもらえる人は資格のできた時に提出する。

（国民年金課）

★神の懇談★

京阪神、知事と実業家

写真は懇談会当日のスナップ……★

県の新規学卒者の就職は、例年の通り多く県外に求められているが、来年の卒業生も今のところ高校、中学校約三、三〇〇名が京阪神地方に就職を希望している。

そういつた状況の中で、さる八月五日寺本知事は京阪神地方の実業界の人々（県出身の事業主、県の学卒者を多く雇用している事業所代表等）約四〇名と大阪市で懇談会を開催した。

まず知事から本県の産業経済の状態や労働行政について説明がのべられ、特に〝年々増加する労働力を消化する対策の一つとして県外就職の開拓とそれに伴う就職者を収容する通勤寮の建設も計画している。熊本県人は昔から野球の川上選手や、相撲の栃光のように努力型の人物が多いが、新規学卒者も指導によつては優れた労働者として受入れてもらつていゝのではないか。来春の学卒者の就職には是非協力をお願いしたい〟旨挨拶があり、その後懇談に移つた。

事業主側の意見として、熊本県からの就職者を多く雇用するために、他県のように収容施設を設置してもらいたいこと、堅実な人物を養成して就職させてもらいたい、県人会としてはこれ等の青少年が就職した後、お互の親睦を深めてよい産業人になるよう指導してゆきたい等、活発な話合いが行われ、求人の申込みを直ちに行う事業主もあつて、懇談会は意義深く終つた。

（職業安定課）